

令和2年4月9日
秋田市保健所

新型コロナウイルス感染者（県内5例目）の退院について

県内の感染症指定医療機関に入院していた新型コロナウイルス感染者【秋田県5例目（秋田市2例目）】について、令和2年4月7日および8日の2回にわたり、PCR検査を行った結果、いずれも陰性となりました。

厚生労働省の退院に関する基準に合致し、4月9日に退院しましたので、お知らせします。

なお、退院後4週間（令和2年5月7日まで）は住所地の保健所で健康観察を行います。

【参考】厚生労働省：新型コロナウイルス感染症における退院等基準(抜粋)

軽快後、24時間後にPCR検査を実施。陰転化が確認されたら、前回検体採取後24時間以後に再度採取を行い、二回連続で陰性が確認されたら退院可とする。